令和８年度第２回山口県環境影響評価技術審査会議事録（要旨）

日　時：令和８年１０月２７日（火）１０：００～１１：１０
場　所：県庁９階　環境生活部１号会議室（Ｗｅｂ会議併用）
出席者：委員１１名、事務局５名、オブザーバー１１名

１　議事「柳井発電所２号系列リプレース計画に係る環境影響評価準備書」に対する意見答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われた。

委　員	内容に関して異議はない。（４）景観について、柳井市長意見の「柳井市の象徴的施設として市民に広く認識されている」という一文を、「ふるさと柳井市 100 景」の前に入れてはいかがか。
議　長	事務局で検討願う。
事務局	承知した。
委　員	（３）動物・植物のところで、植物と昆虫が一緒に標記されているが、より一般の方にも理解していただくために、シラン（植物）、スジヒラタガムシ（昆虫）と種類を記載してはいかがか。
議　長	事務局で種類の記載を追加していただきたい。
事務局	承知した。
委　員	（２）水環境・海生生物のイの 3～4 行目にかけて記載されている「周辺海域では、生息域が北上しているとされるアイゴ等」の表現が、北上して瀬戸内海に来たという表現に捉えられ、誤解される恐れがある。もともとアイゴは山口県瀬戸内海側にもいたので、この表現を「周辺海域で生息が確認されているアイゴ等」と修正してはいかがか。
議　長	事務局いかがか。
事務局	意見を参考に反映させていただく。
議　長	他の委員から意見はあるか。
委　員	専門の立場からは、特に意見はない。
委　員	今回の計画はリプレースと言いながらも、今後の海水温の上昇等が心配になるが、その対応について前文と全体的事項に記載されており、問題ない。
委　員	温室効果ガスに関することも記載されており、問題ない。
委　員	案のとおりで問題ない。

委　　員	案のとおりで問題ない。
委　　員	専門の立場から、特に意見はない。
委　　員	排水処理対策について記載されており、問題ない。
議　　長	それでは、意見も出尽くしたようなので本議案の審議は以上とする。

2　議事「環境影響評価条例及び同条例施行規則の改正並びに県環境影響評価技術指針の改定」について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われた。

委　　員	ゴルフ場の太陽光発電など、今、進んでいる事業もあると思うが、そういう事業にもこの改正は関わってくるのか。
事 務 局	アセス手続が終了した事業に関しては、全く関係しない。これから新たに始める事業に関しては、改正内容が適用される。
委　　員	太陽光発電は、景観的にもいろんなところで問題視されているので、規模を小さくして見直すことについては賛成である。
議　　長	他委員の方々から何かあるか。
委　　員	地域紛争の発生状況については、出力別の調査結果が資料 7 ページに示されている。2 万 kW 以上の事業で地域紛争が多いとの結果から、環境省は 2 万 kW 未満の事業を手続の対象とする案を示している。しかし、野鳥の会本部の調べによると、今後計画されている太陽光発電事業のうち、2 万 kW 未満の事業が全体の 8～9 割程度を占めるとしている。 今回示された改正案では、最も小規模な第二種事業の規模でも、面積 25ha 以上 50ha 未満又は森林伐採区域 10ha と面積的にはかなり広い。このため、野鳥の会本部としては、パブリックコメントにおいて、対象規模を 5 千 kW まで引き下げた方がよいとの意見を提出している。 また、他の委員からも意見があったように、太陽光発電施設が各地に設置され、景観上好ましくない状況や、このような場所に設置してよいのかと感じる場所にも設置が進んでいる状況が見られる。 現在は、2 万 kW 以上の施設における地域紛争が問題となっているが、今後はより規模の小さい施設においても、多くの地域紛争が発生することが考えられる。 国の指針に倣うことになるとは思うが、もう少し対象規模を小さくし、太陽光発電施設が各地に無秩序に設置されないような規制も必要ではないかと思う。
議　　長	小規模化することで規制の網から逃れるような事業への対応も必要ではないかというご意見かと思う。 ただ、今回は環境アセスメントに関する改正であり、環境影響の大きな事業を対象とした制度から始まっている。また、不正確な点があるかもしれな

いが、市町の条例においても、小規模な事業への対応について検討が進められているところであり、そうした制度の中で対応していくという考え方もあると思う。
県が全て対応するということではなく、基礎自治体において様々な工夫が行われている。山口市でも現在取組が進められており、防府市においても、小規模な事業への対応が行われていたと認識している。手元に資料がないため詳細は申し上げられないが、そのような取組は進められている。
また、重要な点として、太陽光発電施設の設置には財産権の問題も関係している。設置者の財産に関わるものであるため、一律に設置を認めないという対応には難しい面もあり、市町のレベルで様々な検討が進められていると聞いている。
今回の改正については、ご要望の趣旨は理解できるし、今後も検討していく必要があると思うが、まずは、国が示すように、現行の半分のサイズを網の中に入れることが第一段階ではないかと考える。
まずは可能な範囲から対象を広げていくという考え方で進めてはどうかと思う。引き続きご意見があればお願いしたい。
他の委員の方々、いかがか。

委　　員　風力発電については、県内においても様々な課題があるため、少し気になるところがある。今回の改正では、火力発電と風力発電のリプレース事業において、建替配慮書手続が創設されることになる。
環境負荷の軽減と手続の適正化・効率化を両立させる取組として、適切に運用されると良いと思う。既存の工作物や建物等の境界からの距離、規模の比に係る要件が、実効性のある環境配慮につながるよう運用をお願いするとともに、我々も注視していきたいと思っている。

議　　長　建替えに関しては、様々な手続を不要とする一方で、実際の運用に当たって注意すべき点もあると思うので、その点について配慮をお願いする。

委　　員　16 ページに記載されている地域脱炭素化促進事業について、山口県内で現在採択されている事例はあるか。

事 務 局　山口県内で採択されているところはない。

委　　員　全国において、地域脱炭素化促進事業がどの程度進んでいるのか、状況を御存じであれば教えていただきたい。

事 務 局　全国でも、促進区域を設定し事業が進んでいる事例は、まだ多くないと聞いている。

委　　員　例えば、太陽光発電や風力発電といった事業が、促進事業の対象として想定されているという理解でよいか。

事 務 局　そのとおりである。地域脱炭素化促進事業については、太陽光発電や風力発電事業を進めていこうと考える市町村が、促進区域を設定して進めていくことになる。

委　　員　　市町村の意向があり、配慮書は不要とする特例が法に設けられるため、整合を図るということか。

事 務 局　　そうである。市町村が促進区域を設定する際には、関係者に事前の了解を得た上で区域を設定し、事業を進めていくことが法に規定されており、前提条件となっている。

委　　員　　承知した。

議　　長　　他質問等あればお願いする。

委　　員　　最初の質問に近い内容になるが、太陽光発電所の規模要件の改正は、今後新たに提出される案件に適用されるという理解でよいか。既に環境アセスメント手続を開始している案件や、手続が終了している案件は対象外と考えるが、施行日前後に図書が送付され、手続が開始する事業についてはどのような取扱いになるのか確認したい。

事 務 局　　9ページの経過措置の資料をご覧いただきたい。4月1日以降に手続を開始する事業については、改正後の規定が適用される。一方、既に手続中の事業については、引き続き現行の手続により対応する。

また、4月1日までに新たに事業の実施を検討される案件については、①又は②に該当する場合、それぞれ経過措置を適用することとしている。

具体的には、①の現行の第2種事業で、改正後は第1種事業に該当するものについては、施行日前にアセスメント手続を開始している場合には、引き続き第2種事業として手続を継続する。

また、②の現行ではアセスメント対象事業ではないものの、改正後は第2種事業に該当するものについては、施行日前までに電気事業法に基づく届出や、林地開発許可、農地転用許可、宅地造成工事許可等、事業の実施に必要な許可申請を行っているもの、又は許可を受けているものは、現行どおりアセスメント手続対象外として取り扱うこととなる。

委　　員　　承知した。

議　　長　　本日の時点では特に御質問がなくても、後日資料を読み返して不明な点等が生じた場合は、事務局まで御相談いただければと思うが、事務局よろしいか。

事 務 局　　問題ない。

議　　長　　引き続き資料を見直していただき、疑問点等があれば事務局までお問い合わせいただきたい。

以上で、議案２の審議を終了する。

（閉会）